

# 移行期中国における企業会計制度と コーポレート・ガバナンス

——比較制度分析の視点に基づく検討——

孫 美 灵

## I はじめに

近年、目覚ましい経済発展を見せている中国では、計画経済体制から社会主義市場経済体制への移行を基軸としながら、多くの制度的改革が実施されてきた。そうした経済の制度的基盤の一つをなす会計制度も、「現代企業制度」<sup>1)</sup>の一環と見なされ、従来のソ連式会計モデルから先進諸国の会計モデルへの転換が図られた。会計制度の整備は、国際会計基準を強く意識するなかで、現在も引き続き整備中であるが、他の先進諸国で約70年の長い歳月をかけて作り上げた会計制度を、20年あまりの短期間で、国内化をほぼ達成したという点で、会計制度における改革の成果は多大なものであったと考えられる。とはいえ、こうした新しく生まれ変わった会計制度の実効性には疑問の余地があり、会計不正事件は後を絶つことなく続出し、深刻な社会問題を引き起している。もちろん、ワールドコムやエンロンの会計不正事件からわかるように、会計不正事件は中国だけの社会現象ではない。しかし、中国の会計不正事件は、移行期にある中国独特の背景から生じる側面もあることを見逃してはならない。本稿では、中国の経済的文脈の中で、会計不正事件を検討することにした。そして、有効

1) 「現代企業制度」は近代的な企業制度をさす。具体的には、① 国有企業を法人財産権を持った株式会社、有限会社に改組すること。② 国有資産管理部門を設立して、営利を目的として国有資産を管理・運営することなどの内容が含まれている。

なコーポレート・ガバナンスの欠如が虚偽の会計情報の氾濫をもたらした主要な要因であることを、比較制度分析の理論を用いて明らかにしたいと考えている。

次節以下の構成は次のとおりである。第Ⅱ節では、本論文で援用する比較制度分析の枠組みを本論文での検討に必要な範囲内で概説する。第Ⅲ節では、中国の会計実務における会計情報の信頼性の欠如の問題点を取り上げる。第Ⅳ節では、コーポレート・ガバナンスと会計の間の関係について検討する。第Ⅴ節では、中国のコーポレート・ガバナンスと会計の関係を考察したうえで、比較制度分析の視点から会計不正事件が多発する原因の分析を試みる。最後に、第Ⅵ節においてまとめを行う。

## Ⅱ 理論的枠組み——比較制度分析 (CIA)<sup>2)</sup>

伝統的経済学は、制度を外生的なものとして捉え、既存のゲームのルールとしてこれを取り扱ってきた。そして、そのような既存の制度を前提としたうえで、システムを構成する最小単位の分析から直接システム全体の動きを解明しようとする要素還元主義アプローチを取ってきた。これを現実には照らして言い換えれば、伝統的経済学は成熟した市場経済という制度を前提として、資本主義社会のメカニズムを解明しようとする経済理論である。これに対し、比較制度分析は、制度を内生的なものとして捉え、制度がどのような変化を経て形成されてきたのかを説明しようとする。また、生物学の分野で使用されている複雑系の概念を取り入れ、インタラクティブなアプローチを取る。つまり、生物がDNAによって設計されているからといって、いくらDNAの分析を行ってみても、それだけでは生命の仕組みは明らかにならず、単純な仕組みがどのように組み合わせられ、複雑かつ整合的な1つの生体を作用させているかについては、説明できない。それと同じく、経済システムも、システムを構成する最小単位としての各経済主体の行動が単純に結合されて全体をなすのではなく、

2) CIAはComparative Institutional Analysisの略語である。以下CIAと記す。

各経済主体の行動が様々な制度を生み出し、これらの制度が相互に作用して複雑系を形成していると主張する。

市場経済の初期段階にある中国経済の現状を理解し、政策的インプリケーションを導くためには、成熟した市場経済を前提とした伝統的経済学の理論では不十分である。それに対し、制度の変化過程を説明しようとする比較制度分析は、制度の移行を進めている中国に対して有益な示唆を与えてくれると思われる。また、「中国の改革も、比較制度分析の理論と論点を検証し、さらにその理論を発展させる貴重な『実験室』を提供した」（王躍生 [2001]）といえるであろう。

そして、地球上には多様な種からなる生物が共存しているように、世界経済のなかにも、多様な制度が存在し、そしてどんな制度（種）にも勝る最適な制度がただ1つ存在するとは考えにくいであろうと比較制度分析では主張されている。経済システムの進化に対する「多様性」の視点は、「ワルラス的な一般均衡を主張する伝統的な経済学」（鈴木 [2000] 285ページ）とは異なり、史上初めて出現する社会主義市場経済体制や社会主義市場経済体制内部の様々な制度の存在の合理性を解釈するのに有用な理論的ツールを提供しているといえよう。以上が、本論文で CIA を理論的枠組みとする理由である。

次に、比較制度分析の重要な理論的支柱をなす「制度的補完性」の概念を簡単に説明しておきたい。

制度的補完性（Institutional Complementarity）とは、一方の制度の存在・機能によって他方の制度がより強固なものになる関係をさす。1つの経済システム（たとえば一国経済）の中で、ある制度と他の制度が支えあい、個々の制度の有効性が他の制度の存在によって強化され、システム全体の強靱さを強める。このことからわかるように、制度の間の補完性が存在するため、新しい経済システムに移行するときには、個別の制度を改革しても十分な効果が上らず、整合性のある複数の制度の改革を同時に実行する必要がある（青木・奥野 [1996] 328-329ページ）。そして、補完性を持つ経済システムにおいて、すべ

ての制度が同じ重要度を持つとは考えにくく、ある制度は他の制度より重要で、他の制度に対してより影響を与えるに違いない(余 [2002] 14ページ)とされる。つまり、中心的制度と、それに追従するようなサブ制度が存在すると考えられるのである。

以上の概念を用いて中国の会計制度の現状を分析することにしたい。

### III 会計情報の信頼性<sup>3)</sup>の欠如

既述のように、中国の会計制度<sup>4)</sup>は20年あまりという短い時間をへて、会計基準を設定するうえでは大きな成果をあげた<sup>5)</sup>と言えよう。ただし、この会計制度は中国の会計実務の実践から内生的に作られたのではなく、政府の主導により外生的に与えられた会計制度であり、これが中国の会計実務にどれくらい浸透していくのか、言い換えれば、改革後の会計制度が中国の会計実務において本来のしかるべき機能、すなわち「意思決定支援機能あるいは契約支援機能」<sup>6)</sup>(須田 [2002])などを果たしていくのかどうかを検討する際、一番深刻な問題点として浮上してくるのが、会計情報の信頼性の欠如という問題である。会計情報の提供者である企業はしばしば虚偽の会計情報を提供し、会計情報の使用者である一般の個人投資家も投資意思決定を行う際、信頼性に欠けるかもしれない企業側の会計情報に頼るより、むしろ大株主の行動や国の政策などに基づいて意思決定を行うのが現状であると考えられる。

虚偽の会計情報を外部公開することによって、社会的問題を引き起こした会

3) 平松一夫・広瀬義州訳「FASBの財務会計諸概念に関するステートメント第2号」1996年、92ページによれば、「信頼性」は「表現の忠実性」と「検証可能性」をさし、白か黒かという性質の問題ではなく、むしろより信頼性が高いか低いかという信頼の程度の問題を意味している。これは、会計法律や基準などを違反しない範囲内で、恣意的な操作を行うことによって生じる問題であるが、本論文での「信頼性」は主に、関連法律を違反し、虚偽の会計情報を提供する悪質な行為の意味で用いている。

4) ここでいう会計制度はとりわけ会計基準をさす。

5) 改革開放以来の会計制度の変遷については、孫 [2004] を参照されたい。

6) 意思決定支援機能とは、財務会計が、投資家の意思決定に有用な会計情報を提供し、もって証券市場における効率的な取引を促進することをさす。

契約支援機能とは、財務会計が債務契約や雇用契約の監視と履行を促進することをさす。

計不正事件の1つの例として「琼民源」の事例が挙げられる。

「琼民源」は、北京科学技術委員会の管理下にある「海南民源現代農業發展株式有限公司」という国有企業の株式市場における略称である。1993年4月に深圳証券取引所で上場した当該企業の株価は、1996年4月1日の2.08元から、1997年2月27日には26.18元まで上昇した。高い利益率と巨大な取引量で10.7万人の株主（その内、個人株主が9割強を占めていた。）を引寄せたが、1997年3月1日には粉飾決算の疑いで、株式の取引が停止され、「琼民源」の一般投資家は悲惨な運命を余儀なくされた。その背景には、「1996年財務報告書のなかで、利潤5.71億元のうち5.66億元、そして資本積立金6.57億元が、何通かの虚偽の契約書をもとにでっちあげられた事実と、株式市場を操作した疑いがあった」<sup>7)</sup>とされる。

この他にも、紅光実業事件<sup>8)</sup>、銀広夏事件<sup>9)</sup>等、会計不正事件は数多く発覚している。中国全土での虚偽の会計データに対する定量的な把握は相当困難であるが、「毎年全国規模で行われる『財政、税収、物価に関する検査』という抜取調査により発覚した近年の報告漏れの金額が百億元を超えるという事実から、会計秩序の混乱の問題を十分伺うことができる。」(夏冬林等 [1997] 23ページ)

虚偽の会計情報が氾濫し、会計秩序が乱れているのは、会計制度の問題点（たとえば、会計制度の内容が大幅かつ頻繁に変更されることや、それぞれの会計規定の間には矛盾が存在することなど）も無視できないが、より根本的な原因は、会計の経済的環境要因をなすコーポレート・ガバナンスにあると考えられる。現在の中国国有企業のコーポレート・ガバナンスでは、企業側が投資家に信頼性のある会計情報を提供しようとするインセンティブが存在しない。また現段階では、それを遂行するのに必要な能力を備えているとはいえない企

7) 「審判“琼民源”」(<http://www.spaceports.com/cer/341.htm>, 2003年10月5日最終確認)を参照されたい。

8) 劉峰「制度安排与会計信息質量——紅光実業の案例分析」を参照されたい。

9) 周偉重 [2003] を参照されたい。

業も多く存在する。次節以下では、上述した実務上の問題点の背景を会計とコーポレート・ガバナンスの関係から具体的に考察することにしたい。

以下、コーポレート・ガバナンスに言及する場合、国有企業<sup>10)</sup>に限定することにする。というのは、中国の株式市場は国有企業の改革<sup>11)</sup>とともに発展してきたものであり、上場企業のなかで9割以上は国有企業が占めているからである。その意味で、中国株式市場の「主人公」は依然として国有企業であると言える。2002年の国有企業の工業総生産高が全国の40.78%、雇用吸収力を示す従業員数が41.50%、納税金額が79.58%を占めたことから、国有企業の重要な経済的位置を確認することができる（中国国家統計局編 [2003]）。

#### IV コーポレート・ガバナンスのサブシステムとしての会計制度

現代財務会計制度の形成は、企業における所有と経営の分離に端を発すると考えられる（陳・林・嚴 [1999] 28ページ）。所有と経営の分離により、専門的経営者が出現するにつれて、プリンシパルである所有者とエイジェントである経営者の間には情報の非対称性が生ずるため、所有者が経営者の行動を監督、チェックするための情報システムが必要になる。会計情報の開示システムは、このような情報の非対称性を解消するための一つの重要なシステム（制度）であり、所有者が経営者を監督するための手段である。コーポレート・ガバナンス<sup>12)</sup>とは、所有者が経営者の経営活動や業績を監督するための一連の制度の集合をさす。このことから理解されるように、「財務会計とコーポレート・ガバ

10) ここでは、国有及び国家持株企業（State-owned and State-holding Enterprises）をいう。

11) 国有企業の改革の核心は、大規模の国有企業を株式会社に組織変更し、小規模の国有企業を売却して民営化することである。

12) コーポレート・ガバナンスの定義については、多様な議論が行われ、今のところ共通した定義には至っていない。伊丹 [2000] の分類によれば、広義の定義、狭義の定義、広義で狭義の定義の三種類がある。顧客や取引先、地域社会、従業員、株主など企業の利害関係者を幅広くガバナンスの当事者としているのが広義の捉え方で、幅広い利害関係者の中から株主だけをクローズアップして議論するのが狭義の捉え方である。広義のスタンスと虚偽のスタンス両方にまたがっているのが、広義で虚偽の定義である。中国の国有企業の場合は党組織が企業の経営意思決定の重要なメンバーになっていることで、若干特殊なところはあがるが、本稿ではとりわけ狭義の意味で用いることにしたい。

ナンスの関係は、制度と環境<sup>13)</sup>の関係である」(陳・林・嚴 [1999] 28ページ)。制度が環境に適合しなければ、初期に期待されたパフォーマンスを実現することはできない。したがって、コーポレート・ガバナンスは、会計制度、特に外部から導入した会計制度がうまく機能するかどうかを決定付ける主要な環境要因であり、また、会計がその環境の中で持つ位置付け、つまり環境の中で果たす役割にも重要な影響を与えられられる。

澤邊 [2003] は、「財務会計は企業のコントロール・メカニズム<sup>14)</sup>にインプット・データを提供するサブ・システムだと理解されている」と指摘している。これは、企業のコントロールシステムの視点から見た場合、コーポレート・ガバナンスと会計は、前者が中心的で、後者がそれに従属するような制度的補完関係にあることを指摘したものである<sup>15)</sup>。

所有者がどのようなやり方で経営者を監督するのかというメカニズム論の観点からみた場合、コーポレート・ガバナンスには外部的コーポレート・ガバナンスと内部的コーポレート・ガバナンス<sup>16)</sup>がある。

外部的コーポレート・ガバナンスとは、競争的市場を通じて、間接的に企業をコントロールするものであり、競争的市場には、製品市場、資本市場、経営者市場、企業の買収市場といったものがあげられる。経営者が非効率的な経営活動を行った場合、製品市場でのマーケットシェアが縮小し、資本市場での株価が下落する。株価が下落すると企業は買収の危機にさらされる。また、流動

- 13) ここでいう「環境」は、会計を完全に包含しているような環境全般を指すとは考えにくく、会計制度に影響を及ぼすさまざまな環境要因の中の一要因、もしくは、会計の環境要因をなす制度であると理解して差し支えないと考えられる。
- 14) ここでの「コントロール・メカニズム」は「コーポレート・ガバナンス」と理解して差し支えないと考えられる。
- 15) 会計制度は、国家の規制、証券市場の整備、企業情報のディスクロージャー、企業の資金調達円滑化等様々な役割を有しているが、本論文では粉飾決算を行う企業に焦点を当てているため、そういった企業のコントロールシステムの視点のみにおいて、会計制度の役割を論じることにしたい。
- 16) 外部的コーポレート・ガバナンスは市場規律が強く働くアングロサクソン型ガバナンスに代表されるものであり、内部的コーポレート・ガバナンスは市場規律より社会的慣行に基づく日本型ガバナンスに代表されるものである。このような二つの典型的な例の視点から中国のコーポレート・ガバナンスを考察することにしたい。

性の高い経営者市場は能率の悪い経営者に対する最もコストの低い罰則を提供してくれる。外部的コーポレート・ガバナンスのもとでは、企業は資本市場による直接金融の資金調達を主とする。また、株主の分散度が高く、ほとんどの株主は企業経営に影響を与えるほどの発言権を持っていないため、株式を売却してしまうことで、企業経営に対する不満を表す。この場合、企業の資本市場からの資金調達を確保するため、株主等の投資家に、投資意思決定を行うのに有用な会計情報を提供することが、会計の主要な役割とみなされる。

内部的コーポレート・ガバナンスとは、企業内部の株主総会、取締役会、監査役会などを通じて、企業の経営活動を直接的にコントロールするものである。内部的コーポレート・ガバナンスのもとでは、企業集団や金融機関のような支配的な株主への株式の集中度が高く、かかる株主は、株式の売却よりはむしろ、発言によって企業の経営活動に関与する。この場合は、経営者の所有者に対する経営活動の受託責任の履行が、会計の重要な役割とみなされる。

## V 中国のコーポレート・ガバナンスと会計実務の特殊性

### 1 外部的コーポレート・ガバナンス

まず、中国企業の資金調達の実態から見てみよう。

中国企業の資金調達は、財政制度や銀行制度の変化とともに次のように変化してきた。1978年以前、中央集権型の計画経済時代では唯一の金融機関<sup>17)</sup>であった中国人民銀行が財政部の付属部門として、国家の計画に基づき、国有企业に対し無償（無利子）の財政資金を提供した。1979年、「撥改貸」（財政融資から銀行融資に切り替える）の財政制度の試行が始まり、1985年には全面的に実施され、企業は銀行から有償（有利子）の借り入れを行うようになった。その後、80年代後半からの株式会社制度の導入および1990年の上海証券取引所、1991年の深圳証券取引所の開設によって、直接金融が徐々に増え始めた。第1表、第2表に示されるように、中国全土の企業において間接金融が9割以上を

17) 1983年に、国営專業銀行を設立し、人民銀行を中央銀行化した。



第1表 中国企業の間接金融と直接金融の推移 (1993年～2001年)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
1. 間接金融	92.52%	96.50%	96.03%	94.99%	90.60%	92.54%	91.14%	89.41%	90.67%
2. 直接金融	7.48%	3.50%	3.97%	5.01%	9.40%	7.46%	8.86%	10.59%	9.33%
社債	3.44%	2.16%	3.09%	2.39%	2.16%	1.19%	1.33%	0.56%	1.03%
株式	4.04%	1.33%	0.88%	2.62%	7.24%	6.27%	7.54%	10.04%	8.30%
合計 (1+2)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

注：ここでの間接金融は、銀行による新規貸付のみを含む。

出所：王東明 [2002] 2 ページより作成。

第2表 中国上場企業の間接金融と直接金融の推移 (1993年～1998年)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998
間接金融	50%	50%	45%	50%	52%	52%
直接金融	50%	50%	55%	50%	48%	48%

出所：成思危編、李維安等 [2001] 263ページ。

占め、上場企業においても半数を占めている。

中国の銀行は、中国の経済発展に必要なほとんどの資金を提供するという重要な役割を果たしていながらも、日本のメインバンクのように経営に参加することはない。国有銀行の所有者は国家であり、場合によっては、銀行の貸出は市場行為ではなく、政府の行政関与による行政行為でもある。国有銀行が国有企業に貸出しすることは、同一所有者（国家）による内部の資金移動であると考えられる。よって、自主権を持っていない<sup>18)</sup> 国有銀行には、貸出先の国有企業の経営状態を監督し、経営の意思決定に参加するインセンティブが存在しなかった。そして、中国では銀行が企業の株を保有することが法律的に禁じられている<sup>19)</sup> ことも、銀行が企業の経営に介入できない重要な理由である。

18) 「中華人民共和国商業銀行法」で国有商業銀行は國務院の指令により特定の貸付つまり政策的貸付を行わなければならないと規定していたのが、2003年に改定され、2004年2月1日より実行される同法では、銀行の自主権の問題が考慮され、上記の項目が削除された。これは政府からの強制的な貸付は徐々に減少する方向に向かうことを意味する。

19) 「中華人民共和国商業銀行法」では、銀行が非金融機構や企業に投資してはならないと規定されている。

第3表 中国上場企業の株式所有構造の推移 (1992年～2002年)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
非流通株	69.97%	72.18%	66.98%	64.47%	64.75%	65.44%	65.89%	64.98%	64.28%	65.25%	65.33%
国家株	42.11%	49.06%	43.31%	38.74%	35.42%	31.52%	34.25%	36.13%	38.90%	46.20%	47.20%
発起法人株	13.14%	9.02%	10.79%	15.93%	18.42%	22.64%	20.90%	19.12%	16.95%	12.71%	11.31%
外資法人株	4.07%	1.05%	1.10%	1.40%	1.23%	1.34%	1.42%	1.31%	1.22%	0.88%	0.91%
応募法人株	9.42%	10.59%	10.64%	7.30%	7.53%	6.72%	6.03%	6.15%	5.65%	4.70%	5.10%
従業員持株	1.23%	2.40%	0.98%	0.36%	1.20%	2.04%	2.05%	1.19%	0.64%	0.46%	0.27%
その他	0.00%	0.05%	0.16%	0.74%	0.95%	1.18%	1.25%	1.07%	0.92%	0.31%	0.54%
流通株	30.75%	27.82%	33.02%	35.53%	35.25%	34.56%	34.11%	34.95%	35.72%	34.75%	34.67%
A株	15.87%	15.82%	21.00%	21.21%	21.92%	22.79%	24.06%	26.33%	28.43%	25.26%	25.69%
B株	14.88%	6.37%	6.06%	6.66%	6.45%	6.04%	5.30%	4.59%	4.00%	3.13%	2.85%
H株	0.00%	5.63%	5.96%	7.66%	6.88%	5.74%	4.75%	4.03%	3.28%	6.36%	6.13%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

出所：中国证券监督管理委员会編 [2003] 160ページより作成。

2002年末現在、上場企業の発行済株式のうち、一般に流通できる流通株（A株、B株、H株）<sup>20)</sup>は34.67%、非流通株は株式全体の65.33%となっている。そして非流通株のうち、国家株は47.20%、発起法人株は11.31%であり、国家株と、ほとんどが国有法人株である発起法人株を合わせた「国家関連株」は58.51%で、ほぼ6割を占めている（第3表）。近年の株式分布状況をみてもほぼ同じような傾向を示している。また、上場企業の大多数（90%以上）は国有企業を株式会社へ組織変更して上場させた企業である。「国有株の出資比率が50%を超える企業は上場企業の約4割、30%を超える企業は約3分の2を占める。今井 [2003] によれば、国有株主は大半の上場企業で筆頭株主として上場企業の経営に圧倒的な支配力を行使できるのである。」とされる。

流通株の占める割合が3割強しかない資本市場では、たとえ流通株を全額購

20) A株とは、中国国内投資家のみ購入可能な人民元建て株式をさす。B株とは、海外投資家向けの外貨（米ドルおよび香港ドル）建て株式をさすが、2001年2月26日より中国国内投資家にも開放された。H株とは、海外株式市場で上場している株式をさす。

第4表 中国株式市場の平均転売率の推移 (1994年～2002年)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
上海	1134.65%	528.72%	913.43%	701.81%	453.63%	471.46%	492.87%	269.33%	214.00%
深圳	583.83%	254.54%	1350.35%	817.43%	406.56%	424.52%	509.10%	227.89%	198.79%

出所：中国証券監督管理委員会編 [2003] 29ページより作成。

入したとしても、業績の悪い経営陣を更迭したり、業績の悪い企業を資本市場から退場させることはできない。上述した数字からわかるように、現段階の中国の資本市場では、企業買収などを通じて経営者に外部的制約を与えることは不可能といっても過言ではないのである。

流通株の所有者はほとんどが個人株主で、機関投資家はまだまだ少ないのが現状である。個人株主のなかでは、投資目的より、むしろ投機志向で株を売買する現象が顕著である。孫・施 [2002] は、中国の資本市場では政府の「見える手」による政策的関与と、ディスクロージャー制度の不完備のため企業と投資家の間に存在する情報の非対称性が強いという二つの理由で、「羊群現象」<sup>21)</sup> (Herd Behavior) が目立つと指摘した (孫・施 [2002] 67ページ)。そして「2000年、上海、深圳の両証券取引所におけるA株の平均保有期限は2.6ヶ月で、同じ時期のニューヨーク、ロンドンおよび香港資本市場の平均保有期限13、17、19ヶ月と比べると非常に短いことがわかる」(孫・施 [2002] 64ページ)。また、第4表に示すように、市場の投機性を表す指数転売率<sup>22)</sup>からも投機性を伺うことができる。

以上のことから、中国の資本市場の発達はなお未熟で、単に資金調達のみとしての役割を果たすのみであり、市場競争による経営への監督という役割は果たしていないと考えられる。したがって、中国で外部的コーポレート・ガバナンス、つまり市場志向的コーポレート・ガバナンスの構築を期待するには、ま

21) これは中国語であるが、株式市場で同時に同じ方向の株式売買が大量に行われる集団行動を指す。

22) 転売率 = 本年度取引金額 / ((本年度末流通市場価値 + 前年度末流通市場価値) / 2) × 100% (中国証券監督管理委員会編 [2003] 12ページ)。

だ、時期尚早であると言えよう。

## 2 内部的コーポレート・ガバナンス

中国の国有企業では、内部的コーポレート・ガバナンスの制度改革が行われたというものの、計画経済時代の国有企業のガバナンスの構造が依然として根強く残存しているため、内部的コーポレート・ガバナンスが機能するには至らず、形だけのものであると言えよう。

まず、計画経済時代における企業のガバナンスと会計の関係を概観しておきたい。中華人民共和国が設立してからまもなくの1950年代初頭、中国政府は「重工業を發展させ、資本主義諸国を追い越す」という「超越戦略」を打ち出した。資金不足の状況下で、資本集約的重工業を發展させるためには、市場メカニズムを排除し、重工業發展に有利な傾斜的な資源配分を、政府の計画によって実施しなければならなかった。国有企業は政府と行政の管理のもとで、原材料の仕入れから生産、販売のすべての過程において政府の計画に基づいて行われた。企業の利潤はすべて国庫に上納し、そのかわりに損失も国庫から補填され、国有企業<sup>23)</sup>は経営自主権をまったく持たない、政府の工場に過ぎない存在であった。「国有企業は低い生産性という高いコストを払いながら、企業外部からは政府と主管部門の直接コントロール、企業内部からは党委会（党委員会）、職工大会（従業員代表大会）、公会（労働組合）（旧三会）<sup>24)</sup>の監督という二重の監督を受けてきた」（呉・席 [2000] 118ページ）とされる。

このようなコーポレート・ガバナンスのもとで、企業に配置される職業会計人は政府から任命され、給料も政府から支給されるなど、実質的には、企業から独立した存在であった。

計画経済体制の不効率に「気が付き」、80年代からは、経営者と労働者のイ

23) 当時は国营企業と呼んだ。

24) この三つの「会」は、株式会社制度の導入により新しく出てきた株主総会、取締役会、監査役会の三つの「会」、いわゆる「新三会」と対照されて、「旧三会」と呼ばれる。

ンセンティブの改善を目指した「分権譲利」(権限委譲と利益譲渡)の制度が実施された。さらに生産性を向上させるため、90年代からは株式会社制度の導入が始まった。「旧三会」は、株式会社制度が導入された後も、引き続き国有企業の中核的機関として、経営の意思決定に参加した。「旧三会」のメンバーである党書記、副書記、党紀委(紀律委員会)書記らは、会長、副会長、社長、監査役会長、取締役、監査役、組合委員長などの役員兼任を通じて、「新三会」に入っており、株式会社化した国有企業は「新三会」と「旧三会」が併存する「六会体制」になっていた(王東明 [2000] 34ページ)。1999年に、上海証券取引所が行った調査によれば、「経営の意思決定」、「人事の任命」、「取締役、經理の行為を監督する」といったことに、企業内党組織が影響を与えると答えた人がそれぞれ、98.8%、99.7%、99.5%であった(王東明 [2001] 37ページ)。

党組織による支配は、経営者への監督に一定の効果を上げると考えられる。というのは、国有企業の株式会社化改革では、株式の多元化が不十分であるとともに、国有資産を管理・運営する体制はまだ未熟で、経営監督に責任をもつ株主が存在しなかったためである(余 [2000])。ただし、その内部では根本的な問題点を抱えていた。すなわち、企業を取り巻く利害関係者の企業に対する責任、権限や利益のアンバランスの問題が顕著である。党組織は企業に対して、具体的な責任を負っていないにもかかわらず、実質的には所有者の地位に立ち、企業活動に介入する。企業の理論上の所有者は人民であり、党・政府は人民を代表して所有権を行使することになっているが、人民が最終的所有権を行使することが事実上不可能な状況で、党には積極的な経営監督を行おうとするインセンティブが存在しないわけである。

しかも、筆頭株主である政府・党の目的関数には、企業の利潤最大化という経済的利益以外に、社会的保障などを含めた非経済的利益も含まれている。この二つの目的は常に一致するとは限らないため、党・政府が必ずしも企業の経済的利益の最大化、経営業績の改善のために最善を尽くすとは限らない。

経営者の経済的パフォーマンスを積極的に監督しようとする政府の責任者がいないと、経営者の裁量権は拡大し、インサイダーコントロール<sup>25)</sup>の問題が生じる。たとえば、利益は子会社に移転させ、親会社は赤字を出して政府にこれを補填してもらい、業績に関係なく従業員にボーナスを支給する、交際費や福利厚生費の支出を増すなどの様々な手法を使って、国家に帰属すべき利益や資産を侵食してしまうのである。こうした行為は、すべて経営者の会計操作を通じて行われる。これは利益の出る企業の場合であるが、赤字が続いて、政府からの補填もない企業の場合は、資本市場から資金を調達せざるを得ず、そのため虚偽の会計情報を提供するという誘引が働くのである。

### 3 会計とコーポレート・ガバナンス

中国の会計秩序が混乱している問題の背景には、コーポレート・ガバナンスの問題だけでなく、職業会計人の職業レベルの低さの問題や監査制度の不完備、法制度の不整備など様々な原因が交差していることは周知のことであるが、信頼性のある会計情報を提供するインセンティブを経営者に与えるようなコーポレート・ガバナンスの構築こそが、会計秩序の問題を解決するうえで、重要な鍵になると考えられる。積極的な経営監督者が存在しないコーポレート・ガバナンスのもとでは、経営者の間では私利私欲を最大化しようとする機会主義的行動が蔓延し、会計が私利私欲を満足させる手段として利用されることになる。

第2節で、制度的補完性により、新しい経済システムへの移行時には、整合性のある複数の改革を実行する必要があることを指摘した。したがって、中国で有効なコーポレート・ガバナンスが構築されない限り、会計制度だけが国際会計基準に向けて「進化」し続けても、その機能を保証する土台がないので、会計制度は初期に期待された機能を果たすことができないのである。あるいは、中心的な制度であるコーポレート・ガバナンスが改革されないかぎり、サブシステムとしての会計制度だけが改革されても完全な改革であるとは言えないの

25) 「インサイダーコントロール」は、経営者が株主の権利を侵害する行為をさす。

である。つまり、会計規範が強化されても、虚偽の会計情報が氾濫する等会計秩序が依然として混乱を見せる状況は変わらないのである。

それでは、なぜ会計制度の改革がコーポレート・ガバナンスの改革より先行しているのでしょうか。中国の改革は、旧ソ連や旧東欧諸国の経済改革が急進的改革と呼ばれるのに対し、漸進的あるいは部分的改革であると一般的に認識されている。中国の部分的改革というのは、改革の抵抗が強い制度より、改革しやすい制度あるいは周辺の制度から改革をはじめ、徐々に中核の制度の基盤を切り崩し、最終的には全体的改革のゴールに到達することを意味する。国有企業は、工業部門の全従業員人数の4割を抱え、余剰労働力の受け皿として、社会的安定に大きな役割を果たしてきた。社会保障制度がまだ整備されていないなかで、国有企業を急速に民営化して、これらの企業が破産に見舞われた場合は、失業者が増え、社会の不安定要素が増える。ゆえに、国有企業の改革にあたり、現段階で企業の所有権を完全に手放すなどの中核的な制度からメスを入れるには、利益集団の力の障害も含め、様々な障害と困難が伴っている。それに比べて、政府の主導により上から行われる会計制度の改革は利益集団の衝突などの問題が顕著でないため、コーポレート・ガバナンスよりは相対的に改革しやすかったのである。これが、会計制度がコーポレート・ガバナンスより先に改革を進めてきた原因であると考えられる。

経営者に、信頼性のある会計情報を提供するインセンティブを与えるためには、そうした会計情報を提供することが企業経営においていかに役立つものであるかが実感できる環境を整備すること、そして虚偽の会計情報を提供したときの機会費用を高めることが必要である。これを実現するためには、会計監査制度、法制度を整備し、職業会計人の専門能力を高めるなど様々な問題を解決しなければならないが、国有企業を国有企業としての優位性が十分に働く産業だけに集中させ、それ以外の企業は競争的市場に任せ、責任、権限、利益の関係を調整することも肝要であろう。

## VI おわりに

以上の分析を通じて、中国の会計制度は短期間で先進諸国の会計制度を導入することに成功したが、それと制度的補完関係にあるコーポレート・ガバナンスの構築が遅れているため、会計制度の本来の機能を十分に発揮することができないことが確認できた。これをもって、本稿の目的はおおむね達成できたと思われる。

しかし、本稿では、会計秩序の混乱の原因が有効なコーポレート・ガバナンスの欠如にあることを指摘し、その理由を解明したが、どのようなコーポレート・ガバナンスのデザインが、経営者に信頼性のある会計情報を提供するインセンティブを与えるのかについては、言及できなかった。

内部的コーポレート・ガバナンスであれ、外部的コーポレート・ガバナンスであれ、委託・代理関係が存在する限り、経営者と所有者の間には情報の非対称性が存在し、経営者が自己利益を最大化するための機会行動をとることは避けられない。このとき、会計情報は必ずしも企業実態を誠実に表するものではなく、時には粉飾決算が行われるであろう。つまり、粉飾行為を完全に駆除することは困難であると思われる。中国の当面の状況において、コーポレート・ガバナンスをはじめとする諸制度の整備を通じて、粉飾決算を行ったときの機会費用を高めることが、新しい会計制度の実効性を高めるための有効な方法であるように思われる。その具体的な処方箋の検討については、今後の課題としたい。

## 参考文献

### 【日本語文献】

- 青木昌彦・奥野正寛 [1996] 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。  
青木昌彦 [1997] 『経済システムの進化と多元性』東洋経済新聞社。  
—— [2001] 『比較制度分析に向けて』NTT出版。  
伊丹敬之 [2000] 『日本型コーポレート・ガバナンス——従業員主権企業の論理と改革』日本経済新聞社。  
今井健一 [2003] 「中国国有企業の所有制度再編：大企業民営化への途」『社会科学



- 研究』第54巻第3号。
- 王 東明 [2000] 「企業調査から見た中国のコーポレート・ガバナンス (4)」『証研レポート』No. 1589, 2000年12月。
- [2001] 「上海証券取引所のコーポレート・ガバナンスの調査 (2)」『証研レポート』No. 1595, 2001年6月。
- [2002] 「中国株式市場の機能について」『証研レポート』No. 1612, 2002年11月。
- 王 躍生 [2001] 「新制度派経済学はなぜ中国で風靡するのか」(<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/010917gakusya.htm>) 2001年9月17日掲載。
- 盛 洪 [2001] 「経済学における新古典主義と制度主義」(<http://www.rieti.go.jp/users/china-tu/jp/011001gakusya.htm>) 2001年10月1日掲載。
- 澤邊紀生 [2003] 「会計制度改革と日本のコーポレート・ガバナンスに関する一考察」『経済学研究』第69巻第3・4合併号, 2003年1月。
- 周 偉亜 [2003] 「中国における会計監査の現状と課題——企業倒産事例研究を通して——」『国学院経済学』第51巻第2号, 2003年7月。
- 鈴木 博 [2000] 「日本型経済システムの制度的補完性——比較制度分析の視点から——」『千葉大学社会文化科学研究』第4号。
- 須田一幸 [2002] 『財務会計の機能——理論と実証』白桃書房。
- 銭 穎一 [2000] 「中国市場経済化の制度的基礎」『転換期の東アジアと日本企業』東洋経済新報社。
- 孫 美実 [2004] 「移行期中国における企業会計制度の変遷——比較制度分析の視点に基づく検討——」『京都大学大学院経済学研究科モノグラフ』No. 200406038。
- 梁瀬正人・斎藤公彦著 中央青山監査法人/税理士法人中央青山編 [2003] 『中国税務・会計ハンドブック』第2版, 東洋経済新聞社。
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論——相違と調和』中央経済社。
- ハーシュマン, A. O., 三浦隆三訳 [1975] 『組織社会の論理構造: 退出・告発・ロイヤリティ』ミネルヴァ書房。(Hirschman, A. O., *Exit, Voice, and Loyalty Responses to Decline in Firms, Organization, and States*, Harvard University Press.)
- 平田光弘・李維安 [1996] 「中国の市場経済移行におけるコーポレート・ガバナンス」『一橋論叢』第115巻第5号, 1996年5月。
- FASB, 平松一夫・広瀬義州訳 [1994] 『FASB 財務会計の諸概念 改訳新版』中央経済社。(The Financial Accounting Standards Board, "Statements of Financial Accounting Concepts, No. 1, No. 2, No. 3, No. 4, No. 3, No. 4".)
- 藤井秀樹 [2002] 「会計基準設定の現代的特徴と会計研究の役割」『会計』第161巻第2号, 2002年2月。

- 余 勝祥 [2000] 「中国におけるコーポレート・ガバナンスの構築と党——企業関係について」『現代中国研究』第 6 号, 2000年 3 月。
- [2002] 「中国における企業システムの転換——コーポレート・ガバナンスの構築を中心に——」京都大学大学院博士学位論文。
- 林毅夫・蔡昉・李周 [1997] 『中国の経済発展』日本評論社。
- [1999] 『中国の国有企業改革：市場原理によるコーポレート・ガバナンスの構築』日本評論社。

#### 【中国語文献】

- 成思危編, 李維安等 [2001] 『現代公司治理研究——資本構造, 公司治理和国有企業股份制改造』中国人民大学出版社。
- 陳 毓圭 [1999] 「論財務會計制度, 會計準則, 會計制度和稅法諸關係」『會計研究』1999年 2 月。
- 陳漢文・林志毅・嚴暉 [1999] 「公司治理結構与會計信息質量——由“琼民源”引發的思考——」『會計研究』1999年 5 月。
- 黃世忠・劉維 [2001] 「提高會計信息質量的重大举措——感悟《企業會計制度》——」『會計研究』2001年 2 月。
- 李維安編 [2001] 『中国公司治理原則与國際比較』中国財政經濟出版社。
- 劉 峰「制度安排与會計信息質量——紅光實業的案例研究」(<http://www.unirule.org.cn/>)。
- 孫培源・施東暉 [2002] 「基于 CAPM 的中国株式羊群行為研究」『經濟研究』2002年 2 月。
- 吳淑琨・席西民 [2000] 『公司治理与中国企業改革』機械工業出版社。
- 夏冬林等 [1997] 「轉軌過程中的企業監控与會計管制」『會計研究』1997年 10 月。
- 張 炎興 [2001] 「公司治理結構和會計控制觀」『會計研究』2001年 8 月。
- 中国証券監督管理委員會編 [2002] 『中国証券期貨統計年鑑2002』百家出版社。
- [2003] 『中国証券期貨統計年鑑2003』百家出版社。
- 中国國家統計局編 [2003] 『中国統計年鑑2003』中国統計局出版社。

#### 【英語文献】

- Qian, Yingyi [2000] “Government Control Corporate Governance as a Transitional Institution: Lessons from China,” (<http://emlab.berkeley.edu/users/yqian/>).
- Sawabe, Norio [2003] “From Loyalty to Exit by Disclosure: A Pedagogical Role of Disclosure Requirements in Japanese Financial Reforms,” *New Perspectives on Policy Planning and Analysis 2002*, Kyushu University Press.
- Tenev, Stoyan and Chunlin Zhang with Loup Brefort [2002] *Corporate Governance and Enterprise Reform in China: Building the Institutions of Modern Markets*. World Bank and the International Finance Corporation.